

運営の方針

事業者は、利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供します。また、利用者の日常生活の状況および希望を踏まえて、通所介護の内容を利用者およびその家族に説明します。

緊急時又は事故発生時の対応

現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、利用者の家族、主治医等関係者に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

緊急時連絡先 電話 0551-38-2203 (不在時又は時間外転送可能)

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口

相談、苦情に関する常設窓口として、相談担当者を設けている。また相談苦情内容記録票を作成し、受付と同時に記載している。不在時又は早急を要する場合を考慮し転送電話等にて24時間対応可能な体制を敷いている。

常設窓口

電話 0551-38-2203 (不在時又は時間外転送可能) F A X 0551-38-2204

相談担当者： 石福弘枝 中嶋正直 小宮山幸太 鎌田文子

行政等苦情窓口

北杜市介護保険担当 電話 0551-42-1334

山梨県国保連合会介護保険担当 電話 055-223-2119